

平成29年度(平成28年分) 市民税・県民税 申告書の提出について

あなたの平成28年 1 月 1 日から12月31日までの収入に対する申告です。

申告が必要な方

平成 29 年 1 月 1 日現在、熊本市内に住所がある方で平成 28 年中に
・事業所得（営業及び農業所得）、不動産所得または配当所得があった方
・給与所得のある方で給与所得以外にも所得のあった方
・日雇い、パート、アルバイト等による所得があった方で勤務先等から「給与支払報告書」が提出されない方
・退職し、再就職していない方（年末調整が未済で控除などの追加がある方）
・公的年金等を受給されている方で控除の申告が必要な方及び公的年金以外の所得があった方
・扶養者が単身赴任等で市外に居住している方
・遺族年金及び障害年金等非課税年金のみを受給していた方
・雇用保険のみを受給していた方
・収入がなかった方（市内に住所がある親族に扶養されている方を除きます）など

申告の必要がない方

・所得税及び復興特別所得税の確定申告を税務署に提出する方
・給与所得のみで、勤務先から本市へ「給与支払報告書」が提出される方
・収入が公的年金等の収入のみで、支払先から本市へ「公的年金等支払報告書」が提出される方のうち、控除の申告が必要ない方
・収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告については、次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けます。
ただし、以下の申告については、お住まいの管轄の税務署（東区の方は熊本東税務署、それ以外の区の方は熊本西税務署）での申告をお願いします。

●確定申告で雑損控除を受ける方（雑損控除計算書が作成できている方を除く）**●譲渡**（土地、建物、株式等の売却）**所得のある方****●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方****●死亡された方の申告**（準確定申告）をする方**●事業**（営業、農業、不動産）**所得のある方で収支計算ができていない方****●確定申告書控に受付印が必要な方**

国外居住者を扶養している方へ

国外に居住している方を扶養する場合、次の(1)・(2)の書類が必要です。
(1)「親族関係書類」
戸籍の附票及びパスポートの写し等
(2)「送金関係書類」
外国送金依頼書の控え又はクレジットカードによる利用明細書で国外居住の被扶養者に支払いをしていることが分かる書類等

申告に必要なもの

(1) 印鑑
(2) **個人番号（マイナンバー）が確認できるもの※をご覧ください**
(3) 所得が確認できるもの
・給与所得については、源泉徴収票または給与支払者の証明書等
・公的年金等所得については、源泉徴収票等
・事業所得については、帳簿や収支内訳書など収入や必要経費等が確認できる書類
(4) 所得控除などの金額が確認できるもの
・社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料等の領収書または支払証明書（確認書）等
・生命保険料控除を受ける方は、生命保険料の控除証明書等
・地震保険料控除を受ける方は、地震保険料及び旧長期損害保険料の控除証明書等
・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書及び医療費の補てん金（高額医療・医療保険など）が確認できる書類
・障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者控除対象者認定書等
・寄附金税額控除を受ける方は、寄附金の領収書等
・雑損控除を受ける方は、被害を受けた家屋や土地等の所有者・取得時期・取得価額・面積の分かるもの、り災証明書等被害を受けたことが分かるもの、修繕費の分かる請求書（見積書）や保険金・補助金の支払通知書等
(5) 昨年の申告書や収支内訳書の控え
※平成 29 年度の申告から本人及び被扶養者等の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類が必要です。
(1) 本人が窓口で申告される場合
①個人番号カードまたは※通知カード
※通知カードを持参される方は以下の書類のうちいずれか一点を併せてお持ち下さい。
写真付き身分証明書、保険証、同封の印字されている市県民税申告書等
(2) 代理人が窓口で申告される場合
①委任状
②申告者本人の個人番号カードまたは通知カード（コピー可）
③代理人の本人確認書類（以下の書類のいずれか一点）
写真付き身分証明書、個人番号カード等
(3) 郵送で本人が申告される場合
(1)と同じ本人確認書類の写し

また、申告書には被扶養者等の個人番号（マイナンバー）の記載欄もございますので、被扶養者等の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類もお持ちください。

平成29年度(平成28年分) 市民税・県民税申告受付日程表

◎土曜日、日曜日及び祝日は行なっておりません。

区	確定申告	会 場	対象校区(地区)	期 日	受付時間				
中央区	×	中央区役所 2階	碩台	2月20日(月)	午前9時～11時半 午後1時～5時				
			向山	2月21日(火)					
			託麻原	2月22日(水)					
			白山	2月23日(木)					
			本荘	2月24日(金)					
			黒髪	2月27日(月)					
			春竹	2月28日(火)					
			慶徳	3月1日(水)					
			一新	3月2日(木)					
			白川	3月3日(金)					
			五福、城東	3月6日(月)					
			壺川	3月7日(火)					
			大江	3月8日(水)					
			出水	3月9日(木)					
			出水南	3月10日(金)					
砂取	3月13日(月)								
帯山	3月14日(火)								
帯山西	3月15日(水)								
※今年は確定申告の受付は行いませんので、お住まいの管轄の税務署での手続きをお願いします。 ※駐車場には限りがあり有料となります。周辺の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。									
東区	○	託麻総合出張所	託麻西、託麻東	2月13日(月)	午前9時半～11時 午後1時～3時半				
			託麻南、託麻北	2月14日(火)					
			秋津	2月20日(月)					
			若葉	2月21日(火)					
			桜木	2月22日(水)					
			桜木東	2月23日(木)					
			泉ヶ丘	2月24日(金)					
			山ノ内	2月27日(月)					
			西原	2月28日(火)					
			東町	3月1日(水)					
			長嶺	3月2日(木)					
			尾ノ上	3月3日(金)					
			月出	3月6日(月)					
			健軍東	3月7日(火)					
			健軍	3月8日(水)、9日(木)					
画図	3月10日(金)、13日(月)								
西区	○	芳野分室	芳野、河内	2月22日(水)	午前9時半～11時				
			河内公民館	河内(河内、白浜地域)		2月23日(木)			
				河内(船津地域)、芳野		2月24日(金)			
				松尾東、松尾西、松尾北、池上		2月27日(月)			
			西区役所 公民館1階 大ホール	小島、中島、古町		2月28日(火)			
				城山、高橋		3月1日(水)			
				春日、鮑田東、鮑田西、鮑田南		3月2日(木)			
				白坪、銭塘、川口、奥古閑、中緑		3月3日(金)			
				池田		3月8日(水)			
				花園、城西		3月9日(木)			
				花園総合出張所					
			南区	○		幸田総合出張所	田迎、田迎西	2月2日(木)	午前9時半～11時 午後1時～3時半
							田迎南、御幸	2月3日(金)	
						南部出張所	日吉、力合、力合西	2月9日(木)	
							川尻、城南、日吉東	2月10日(金)	
城南総合出張所	中宮地、才木、六田、本町、島田	2月13日(月)							
	金屋町、下宮地、二ノ町、萱木、城南団地、一ノ町	2月14日(火)							
	上宮地、旭町、阿高、藤山	2月15日(水)							
	舞原、栄町、南藤山、鰐瀬	2月16日(木)							
	陳内、土鹿野、旭が丘団地、尾窪、塚原	2月17日(金)							
	沈目、さんさん、東阿高、出水	2月20日(月)							
	東阿高団地、坂本、吉野、平野	2月21日(火)							
	赤見、築地、今	2月22日(水)							
	千原、永、箸町	2月23日(木)							
	高、丹生宮、碓	2月24日(金)							
南区役所 3階会議室	杉島、御船手、小岩瀬、国町、鳥場	2月27日(月)							
	榎津、廻江、清藤、新	2月28日(火)							
	木原、田尻、西田尻、古閑	3月1日(水)							
天明総合出張所	平原、南田尻、志々木	3月2日(木)							
	釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎、碓江	3月3日(金)							
	銭塘、川口	3月7日(火)							
鮑田総合出張所	奥古閑、中緑	3月8日(水)							
	鮑田西、鮑田南	3月9日(木)							
	鮑田東	3月10日(金)							
※鮑田・天明地区の確定申告受付は3月2日(木)～3日(金)に西区役所公民館で行います。									
北区	○	龍田出張所	楡木、武蔵	1月30日(月)	午前9時半～11時 午後1時～3時半				
			龍田	1月31日(火)					
		清水総合出張所	楠、弓削	2月1日(水)					
			清水	2月8日(水)					
		北部総合出張所	麻生田、城北	2月9日(木)					
			高平台	2月10日(金)					
			川上	2月15日(水)					
		北区役所 2階会議室	西里	2月16日(木)					
			北部東	2月17日(金)					
			山本	2月21日(火)					
			植木	2月22日(水)					
			吉松	2月23日(木)					
			田底	2月24日(金)					
			大和	2月27日(月)					
			田原	2月28日(火)					
桜井	3月1日(水)								
山東	3月2日(木)								
菱形	3月3日(金)								
お願い ○できるだけ指定された日にお越しください。ただし、ご都合が悪い場合は対象校区(地区)以外の会場でも申告できます。 ○例年、午前中は大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いませんので、ご協力をお願いします。 ○状況によっては早めに受付を開始することもありますので、あらかじめご了承ください。 ○医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。									

注意

各区役所以外の会場で申告の受付を行う期間は、職員が所管の各出張所等へ出張して申告受付を行いますので、区役所窓口での申告受付はできません。

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、確定申告の受付はできません。

(1)

市県民税申告について、詳しくは
中央税務課(☎096-328-2181)、東税務課(☎096-367-9138)、西税務課(☎096-329-1174)、
南 税 務 課(☎096-357-4143)、北税務課(☎096-272-1114)へ